【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2019年12月10日
【計算期間】	第23期（自 2019年３月12日　至 2019年９月10日）
【ファンド名】	ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド
【発行者名】	ラッセル・インベストメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼ＣＥＯ　ジョン・アール・ムーア
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂七丁目３番37号　プラース・カナダ
【事務連絡者氏名】	小室　絵美
【連絡場所】	東京都港区赤坂七丁目３番37号　プラース・カナダ
【電話番号】	03-5411-3500
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜ファンドの目的＞

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

＜信託金の限度額＞

委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,500億円を限度として信託金を追加することができます。
委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

＜基本的性格＞

当ファンドが該当する一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は以下の通りです。

●商品分類表（当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

《商品分類の定義》

追加型：
一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内　外：
目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株　式：
目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

●属性区分表（当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（　　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	あり （　　） なし

《属性区分の定義》

株式　一般：
目論見書または信託約款において、主として株式（大型株および中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。）に投資する旨の記載があるものをいいます。

年２回：
目論見書または信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）：
目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし：
目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

（注）上記は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づいて記載しています。当ファンドが該当しない（網掛け表示していない）商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

＜ファンドの特色＞

◆持続可能な成長に欠かせない環境テクノロジーに注目し、今後成長が期待される環境関連企業などに投資します。

➤日本を含む世界各国の株式を主要投資対象とします。

環境テクノロジー関連ビジネス

クリーンエネルギー＆エネルギー効率

化石燃料に代わる代替エネルギー技術やエネルギー効率を高める技術など

水関連技術＆環境汚染処理

環境汚染対策技術や水質浄化などの環境再生技術など

廃棄物処理＆環境マネジメント

廃棄物から希少金属などを回収・再利用するリサイクル技術や企業の環境対応をサポートする環境コンサルタントなど

ビジネス分野

クリーンエネルギー＆エネルギー効率
風力発電
太陽光発電
燃料電池関連
バイオ燃料
低炭素化石燃料
エネルギー効率

水関連技術＆環境汚染処理
水質浄化関連
排水処理関連
二酸化炭素回収関連
環境調査
ガス・センサー事業

廃棄物処理＆環境マネジメント
リサイクル設備・システム
総合廃棄物管理
環境コンサルタント事業

◆ラッセル・インベストメント※が世界中から厳選した各運用会社が、それぞれの持ち味を活かして運用します。

➤当ファンドは環境株式の専門家とグローバル株式の専門家を組み合わせた「マルチ・マネージャー運用」により、運用されます。

※ラッセル・インベストメントは、ラッセル・インベストメント グループの会社の総称です。

マルチ・マネージャー運用の仕組み

マルチ・マネージャー運用とは、ラッセル・インベストメントが決定する投資アプローチ毎に運用会社を選定し、各運用会社には投資アプローチに沿うように運用の権限を委託して運用させ、最終的にラッセル・インベストメントがファンド全体の取りまとめを行う運用手法です。

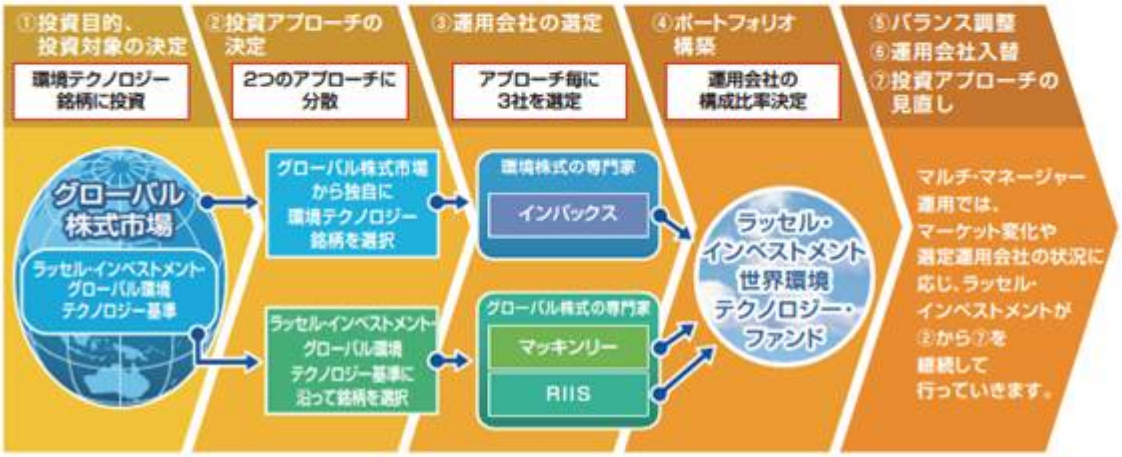

	運用会社	委託内容
環境株式の専門家	インバックス・アセット・マネジメント・リミテッド（英国）	グローバル株式を対象とした環境関連銘柄中心の運用
グローバル株式の専門家	マッキンリー・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー（米国）	ラッセル・インベストメント・グローバル環境テクノロジー基準に沿った株式を対象としたグロース型運用※1
	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（RIIS）（米国）	ラッセル・インベストメント・グローバル環境テクノロジー基準に沿った株式を対象としたバリュー型運用※2

※1 グロース型運用とは、特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも高いと考える株式（グロース株）を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

※2 バリュー型運用とは、特に株価水準に着目し、企業の資産価値などから判断して株価が過小評価されていると考える株式（バリュー株）を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

（注1）上記の投資アプローチおよび運用の指図にかかる権限を委託する運用会社（以下「外部委託先運用会社」ということがあります。）は、2019年12月10日現在のものです。なお、投資アプローチおよび外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更されるため、2019年12月10日現在のものと異なることがあります。最新の情報については、委託会社のホームページで提供しております。

（注2）当ファンド全体の運用効率を高めること、各外部委託先運用会社の入替え等に際しての資産の移転管理および一時的な運用、委託会社が必要と判断した場合における当ファンドの一部についての運用（他の運用会社からの投資助言等に基づく運用を含みます。）等を行うため、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（米国）」を採用しています。

ラッセル・インベストメント・グローバル環境テクノロジー基準とその概要

「ラッセル・インベストメント・グローバル環境テクノロジー基準」はラッセル・インベストメント依頼のもと、FTSEが選定した環境技術企業株式のベンチマーク※を利用し、作成されます。当ファンドにおいて、「マッキンリー」および「RIIS」は「ラッセル・インベストメント・グローバル環境テクノロジー基準」を満たす銘柄群の中から投資銘柄を選定します。

※当ベンチマークはインパックス・アセット・マネジメント・リミテッド(「Impax」)との提携のもと、FTSEインターナショナル・リミテッド(「FTSE」)によって作成されております。当ベンチマークにおける全ての権益は、FTSEおよび／またはImpaxに帰属します。FTSE®は、ロンドン証券取引所グループの登録商標であり、ライセンスのもとでFTSEにより使用されています。FTSEおよびImpaxならびにその権益貸与者は、FTSE指数またはその内在データにおける誤謬もしくは欠落に対し一切責任を負いません。

◆外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2008年５月１日　信託契約締結、当ファンドの設定日（運用開始日）
2016年12月13日　当ファンドの名称変更

（３）【ファンドの仕組み】

＜ファンドの関係法人および運営上の役割＞

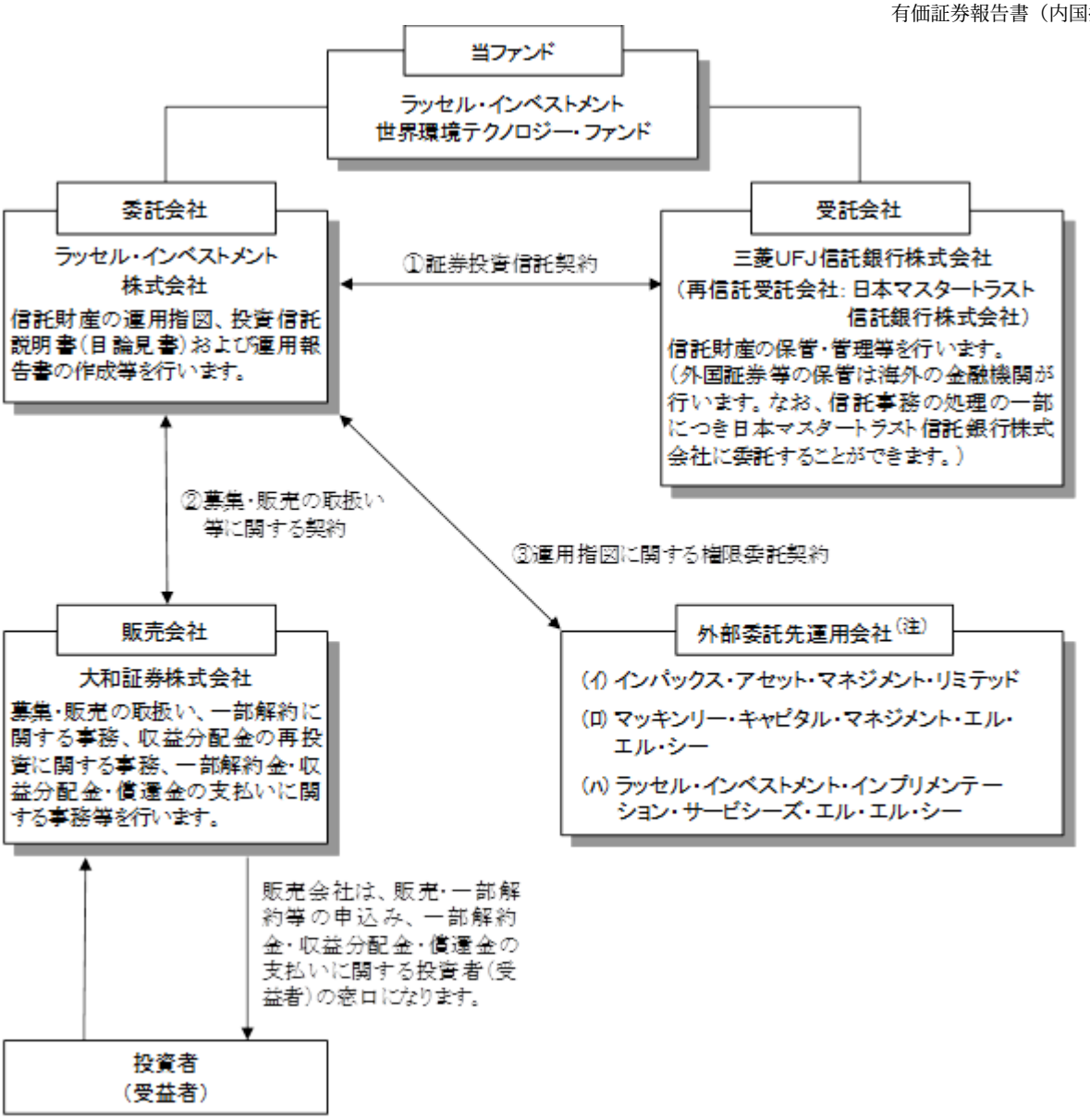

（注）上図は、2019年12月10日現在のものです。株式等の運用指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更されるため、2019年12月10日現在のものと異なることがあります。

＜契約の概要＞

①証券投資信託契約
委託会社と受託会社の間で締結され、証券投資信託の運営に関する事項（運用の基本方針、投資対象、投資制限、委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係等）を定めた契約です。

②募集・販売の取扱い等に関する契約
委託会社と販売会社の間で締結され、募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等にかかる包括的な規則を定めた契約です。

③運用指図に関する権限委託契約
委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、当ファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。

＜委託会社の概況＞

①資本金の額　490百万円（2019年10月末現在）

②沿　革：

1999年３月９日	フランク・ラッセル投信株式会社設立
1999年３月25日	「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得

1999年11月15日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録
2000年１月27日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可取得
2002年７月18日	「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更
2006年２月16日	「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更
2006年３月１日	ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併
2007年12月21日	「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

③大株主の状況

（2019年10月末現在）

株　主　名	住　　所	所有株式数	持株比率
Russell Investments Japan Holdco合同会社	東京都港区赤坂七丁目3番37号プラース・カナダ	34,090株	100%

（参考）

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメント グループの日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様に提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメント グループの概要

ラッセル・インベストメント グループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は2019年９月末現在で約32兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州 シアトルを本拠地とします。

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①主要投資対象

わが国を含む世界各国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

１．主としてわが国を含む世界各国の環境テクノロジー関連株式への投資を通じて、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
２．運用にあたっては、原則として委託会社が選定した複数の外部委託先運用会社に運用指図にかかる権限を委託し、各外部委託先運用会社の組み合わせにより、投資成果の向上を図ります。なお、委託会社の判断により、適宜、外部委託先運用会社の追加、削除または入替え、ならびに各外部委託先運用会社への目標配分割合の変更を行うことがあります。
３．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
４．株式以外の資産への投資は、信託財産総額の50%以下とします。
５．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクまたは為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。
６．資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

③当ファンドにおける運用の権限委託（2019年12月10日現在）

委託会社は、運用の指図に関する権限を次のものに委託します。

（イ）商　　号：インパックス・アセット・マネジメント・リミテッド《英国》
　　委託内容：グローバル株式を対象とした環境関連銘柄中心の運用

（ロ）商　　号：マッキンリー・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー《米国》
　　委託内容：ラッセル・インベストメント・グローバル環境テクノロジー基準に沿った株式を対象としたグロース型運用

（ハ）商　　号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》
　　委託内容：１）キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金相当分の範囲内で株式先物等を活用し、信託財産の運用効率を高めることをいいます。）

２）他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体にかかる適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用にかかる部分以外の信託財産の一部についての運用。

３）他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント（注））

４）委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用（他の外部委託先運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。）。

（注）当ファンドで採用するマルチ・マネージャーの運用アプローチでは、委託会社は運用の指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社のパフォーマンス・運用状況等を監視し、外部委託先運用会社を追加、削除または入替え、および各外部委託先運用会社への目標配分割合を変更することがあります（当ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメント」といいます。）。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（以下「ＲＩＩＳ」ということがあります。）に委託します。なお、ＲＩＩＳは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、ＲＩＩＳは自社の当該部門をトランジション・マネジメントにかかる有価証券等の取引のブローカーとして利用します。ＲＩＩＳはラッセル・インベストメント グループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書（全体版）の「利害関係人との取引状況等」においてＲＩＩＳを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。

当ファンドは、マルチ・マネージャーの運用アプローチを採用します。マルチ・マネージャーの運用アプローチにおいて、委託会社は当ファンドの運用の指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社のパフォーマンス・運用状況等を監視し、外部委託先運用会社をいつでも追加、削除または入替えをすることがあります。また、委託会社は各外部委託先運用会社への目標配分割合を変更することがあります。したがって、当ファンドがその運用の指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更され、2019年12月10日現在のものと異なることがあります。
なお、当ファンドの最新の外部委託先運用会社に関しては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

ラッセル・インベストメント株式会社
＜電話番号＞　0120－055－887（フリーダイヤル）
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）
＜ホームページ＞　https://www.russellinvestments.com/jp/

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

１．有価証券
２．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条ないし第25条に定めるものに限ります。）
３．金銭債権
４．約束手形
５．匿名組合出資持分（１．に該当するものを除きます。）

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

１．為替手形

②有価証券の指図範囲等

委託会社（運用の指図にかかる権限の委託を受けた者を含みます。以下③、④において同じ。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書ならびに12．および17．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに14．の証券のうち投資法人債券ならびに12．および17．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13．および14．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④上記②にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

委託会社では、運用部が所管する、ＩＤ Ｔｏｋｙｏ ポリシー＆プロシージャー（社内規程）に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。

・委託会社の投資意思決定は、当ファンドで採用する外部委託先運用会社の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
・運用部は、委託会社が属するラッセル・インベストメント グループからの助言等に基づき、外部委託先運用会社の採用・変更や各外部委託先運用会社への目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベ

ストメント グループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。

（投資政策・運用委員会）

・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼ＣＥＯ、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。

・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。

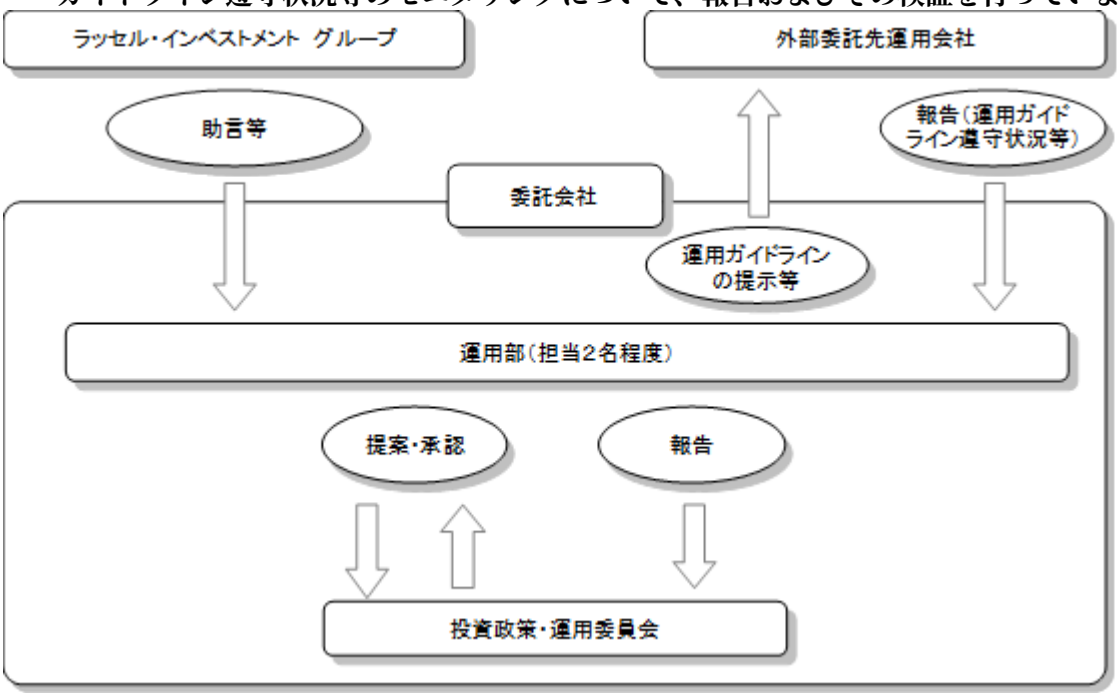

また、委託会社では、以下のようにファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。

・外部委託先運用会社

委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「３ 投資リスク（２）投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。

・受託会社

オペレーション部（担当６名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。

※上記の体制等は2019年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として毎年３月10日および９月10日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１．分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２．収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。

３．留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

「分配金再投資コース」を選択した場合には、収益分配金は、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

①信託約款による投資制限

(a)株式の投資割合には制限を設けません。

(b)外貨建資産の投資割合には制限を設けません。

(c)投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

(d)委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

(e)委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(f)投資する株式等の範囲

１．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所※に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

２．上記１．にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(g)信用取引の指図範囲

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

２．上記１．の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

３．信託財産の一部解約等の事由により、上記２．の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(h)先物取引等の運用指図・目的・範囲

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

２．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

３．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

４．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内および国外において行われる、金融商品取引法第２条第22項第１号から第４号（ただし、第３号に規定する「前２号及び第５号から第７号までに掲げる取引」は「前２号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

(i)スワップ取引の運用指図・目的・範囲

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

２．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

３．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
４．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(j)金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
２．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
３．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
４．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(k)有価証券の貸付の指図および範囲

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
２．上記１．に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
３．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(l)有価証券の空売りの指図範囲

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない有価証券または信託約款の規定により借入れた有価証券を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
２．上記１．の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
３．信託財産の一部解約等の事由により、上記２．の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(m)有価証券の借入れ

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
２．上記１．の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
３．信託財産の一部解約等の事由により、上記２．の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
４．上記１．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(n)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(o)外国為替予約取引の指図および範囲

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
２．上記１．の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図は、この限りではありません。
３．上記２．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図を行うものとします。

(p)資金の借入れ

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
２．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
３．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
４．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

②法令上の投資制限

当ファンドに適用される投信法等関連法令上の投資制限は以下の通りです。

(a)デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

(b)同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第９条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

(c)信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

３【投資リスク】

（１）リスク要因

取得申込みに際しては、当ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますよう、お願いいたします。

当ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクとしては、以下のようなものがあげられます。

①基準価額の変動リスク

(a)株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(b)株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(c)為替変動リスク
外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(d)カントリーリスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(e)流動性リスク
当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで換金代金の手当てを行いますが、市場規模や市況動向によっては当該売却が市場実勢を下げ、期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(f)市場動向と乖離するリスク
設定時、償還時、大量設定・解約時、市況の大きな変動時などにおいて、当ファンドの基準価額の変動が、市場の変動と大きく乖離する可能性があります。

※上記は当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは上記に限定されるものではありません。

②その他の留意点

(a)当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(b)市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(c)取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、取得申込み、換金申込みの各受付を中止することおよび既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取り消すことができます。

(d)換金申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取扱います。

(e)当ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口の換金について、当ファンドの純資産総額や市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、換金の金額に制限を設ける場合があります。

(f)法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(g)分配金に関する留意点
分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（２）投資リスクに対する管理体制

運用に関わるリスクの管理は、ラッセル・インベストメント グループの協力を得て、①外部委託先運用会社の管理、②ファンド全体の管理の２段階にわたって行われます。

①外部委託先運用会社の管理

・外部委託先運用会社の運用リスクについては、運用部が、外部委託先運用会社毎に運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。
・委託会社は、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。例えば、外部委託先運用会社は運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が投資政策・運用委員会に報告されます。
・外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。採用後も定期的に、外部委託先運用会社から法令および社内規程遵守状況について確認をとっています。
・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

②ファンド全体の管理

ファンドの運用リスクについては、運用部がファンド毎にリスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。ファンド全体での管理は、更に、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。

①および②のモニタリング等の結果は、原則月に一度、投資政策・運用委員会に報告され、検証が行われます。

※上記の体制等は2019年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

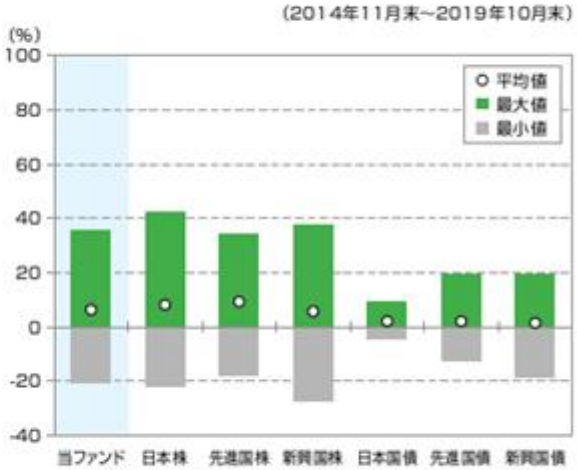

(単位:%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	6.4	8.2	9.3	5.8	2.1	2.1	1.5
最大値	35.2	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.2
最小値	-20.6	-22.0	-17.5	-27.4	-4.0	-12.3	-18.1

※当ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なります。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※左グラフにおける年間騰落率は、当ファンドの5年間の各月末における直近１年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスの5年間の各月末における直近１年間の騰落率を元に、その平均値･最大値･最小値を表示したものです。なお、右グラフは当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、後述の「追加的記載事項<「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について>」をご参照ください。

日本株 ･････ ＴＯＰＩＸ(配当込み)
先進国株 ････ ＭＳＣＩ ＫＯＫＵＳＡＩ(配当込み)
新興国株 ････ ＭＳＣＩエマージング･マーケット･インデックス(配当込み)
日本国債 ････ ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ 国債
先進国債 ････ ＦＴＳＥ世界国債インデックス(除く日本､円ベース)
新興国債 ････ ＦＴＳＥ新興国市場国債インデックス(円ベース)

<「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について>

◆TOPIX(配当込み)

TOPIX(配当込み)は東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化したものに、現金配当による権利落ちの修正を加えたものです。TOPIXは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありますが、株式会社東京証券取引所はその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

◆MSCI KOKUSAI(配当込み)

MSCI KOKUSAI(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

3.3%※1（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料※2となります。

※1 消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

※2 申込手数料は商品説明や購入申込受付に係る事務手続き等の対価です。

ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。
詳細は販売会社にお問い合わせください。

（2）【換金（解約）手数料】

該当事項はありません。
また、信託財産留保額はありません。

（3）【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率2.09%※（税抜 1.90%）を乗じて得た金額とします。信託報酬は日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計

算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。また、信託報酬にかかる消費税等相当額が、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁されます。

＜信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率＞

※税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

②信託報酬にかかる各支払先への配分は、次の通りです。

支払先	配　分	役務の内容
委託会社	年率1.122% （税抜 1.02%）	当ファンドの運用等の対価
販売会社	年率0.880% （税抜 0.80%）	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率0.088% （税抜 0.08%）	当ファンドの資産管理等の対価

③委託会社および販売会社の報酬は信託財産中から委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は信託財産中から受託会社に対して支弁されます。

④委託会社の報酬には、当ファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社に対する報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、信託財産から直接の支弁は行いません。なお、グループ会社であるＲＩＩＳへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、ＲＩＩＳが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はＲＩＩＳと当該運用会社との間で別途定められ、ＲＩＩＳが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

（４）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

②以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

１．振替受益権の管理事務に関連する費用
２．有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出にかかる費用
３．目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
４．信託約款の作成、印刷および交付にかかる費用
５．運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
６．当ファンドの受益者に対して行う公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用
７．当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、信託財産の純資産総額に年率0.11%※（税抜 0.10%）を乗じて得た金額を上限として、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産中からその支弁を受けます。諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。
委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

※税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

③信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

④当ファンドにおいて、一部解約に伴う支払い資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

※その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当ファンドの費用（手数料等）の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税の取扱いについて

◇収益分配時

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、原則として、以下の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税を選択することができます。

◇換金時および償還時

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から申込手数料（税込）を含む取得費を控除したもの）については、原則として、以下の税率で申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収口座を選択した場合は以下の税率で源泉徴収が行われます。

税率
20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）

◇損益通算について

換金時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、換金時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※詳細は販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税の取扱いについて

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金、ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

益金不算入制度の適用はありません。

税率
15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

※詳細は販売会社にお問い合わせください。

＜収益分配金について＞

収益分配金には、課税扱いとなる普通分配金と、非課税扱いとなる元本払戻金（特別分配金）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時に個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜個別元本について＞

①受益者毎の取得時の価額（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）となります。

②受益者が当ファンドを複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が取得するつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③同一の販売会社の複数支店等で当ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数のコースを保有する場合はコース毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

※2020年１月１日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2019年10月末現在の情報です。税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

※税制の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2019年10月末現在の運用状況です。

（1）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	331,472,650	11.28
	アメリカ	1,202,156,247	40.90
	カナダ	14,232,439	0.48
	ブラジル	24,187,262	0.82
	ドイツ	122,804,356	4.18
	イタリア	31,735,268	1.08
	フランス	142,306,537	4.84
	オランダ	71,924,256	2.45
	スペイン	27,367,263	0.93
	ベルギー	20,313,405	0.69
	オーストリア	14,924,422	0.51
	フィンランド	8,228,203	0.28
	アイルランド	240,765,895	8.19
	ポルトガル	2,104,474	0.07
	イギリス	79,216,121	2.70
	スイス	140,451,309	4.78
	スウェーデン	56,874,065	1.94
	ノルウェー	2,405,053	0.08
	デンマーク	22,604,806	0.77
	ケイマン諸島	22,058,847	0.75
	バミューダ	29,150,249	0.99
	香港	45,965,890	1.56
	韓国	10,996,347	0.37
	台湾	22,694,935	0.77
	中国	43,352,773	1.48
	ジャージー	89,110,343	3.03
	小計	2,819,403,415	95.93
現金・預金・その他の資産※(負債控除後)	―	119,645,392	4.07
合計(純資産総額)		2,939,048,807	100.00

（注１）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
（注２）国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、「第１ ファンドの状況　５ 運用状況 （参考情報）」では、投資有価証券の上場取引所の国/地域に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

※その他の資産の投資状況

資産の種類	買建/売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	16,685,000	0.56
		アメリカ	64,591,929	2.19
		ドイツ	21,923,530	0.74

（注１）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
（注２）時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	アイルランド	株式	LINDE PLC	素材	4,335	20,165.66	87,418,157	21,687.80	94,016,644	3.20
2	ドイツ	株式	SIEMENS AG-REG	資本財	7,087	11,440.31	81,077,530	12,712.00	90,089,970	3.07

3	フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	8,728	9,439.87	82,391,196	10,192.92	88,963,834	3.03
4	アメリカ	株式	DANAHER CORP	ヘルスケア機器・サービス	5,704	15,173.51	86,549,740	15,052.66	85,860,373	2.92
5	アメリカ	株式	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	資本財	4,308	18,472.58	79,579,878	19,010.44	81,897,010	2.79
6	アメリカ	株式	WASTE MANAGEMENT INC	商業・専門サービス	6,240	12,786.86	79,790,051	12,267.50	76,549,260	2.60
7	アイルランド	株式	INGERSOLL-RAND PLC	資本財	5,462	13,204.96	72,125,526	13,913.77	75,997,040	2.59
8	ジャージー	株式	APTIV PLC	自動車・自動車部品	5,656	9,832.95	55,615,181	10,062.68	56,914,572	1.94
9	アメリカ	株式	AMERICAN WATER WORKS CO INC	公益事業	3,981	13,322.55	53,037,098	13,171.21	52,434,601	1.78
10	アメリカ	株式	IDEX CORP	資本財	3,033	18,284.21	55,456,034	17,011.41	51,595,610	1.76
11	アメリカ	株式	ECOLAB INC	素材	2,281	21,860.92	49,864,773	21,091.14	48,108,901	1.64
12	スイス	株式	TE CONNECTIVITY LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4,706	10,353.39	48,723,097	9,815.53	46,191,894	1.57
13	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	4,500	9,989.00	44,950,500	9,849.00	44,320,500	1.51
14	オランダ	株式	KONINKLIJKE DSM NV	素材	3,076	13,919.31	42,815,816	13,032.65	40,088,456	1.36
15	アメリカ	株式	XYLEM INC	資本財	4,348	8,438.20	36,689,294	9,152.45	39,794,865	1.35
16	フランス	株式	SUEZ	公益事業	23,439	1,687.07	39,543,454	1,673.11	39,216,060	1.33
17	アメリカ	株式	ZOETIS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,803	13,790.74	38,655,447	13,893.08	38,942,326	1.32
18	アメリカ	株式	AGILENT TECHNOLOGIES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,365	8,076.71	35,254,876	8,287.94	36,176,883	1.23
19	アメリカ	株式	FORTIVE CORP	資本財	4,598	7,404.92	34,047,862	7,558.44	34,753,751	1.18
20	日本	株式	キーエンス	電気機器	500	65,070.00	32,535,000	68,820.00	34,410,000	1.17
21	ドイツ	株式	GEA GROUP AG	資本財	9,444	3,071.72	29,009,355	3,464.03	32,714,386	1.11
22	アメリカ	株式	DEERE & CO	資本財	1,728	17,242.23	29,794,585	18,925.52	32,703,301	1.11
23	アメリカ	株式	WESTROCK CO	素材	7,893	3,914.23	30,895,064	4,100.42	32,364,621	1.10
24	アメリカ	株式	WATERS CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,360	23,634.58	32,143,031	23,409.20	31,836,512	1.08
25	アメリカ	株式	TRIMBLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7,409	4,170.35	30,898,143	4,278.98	31,702,992	1.08
26	イギリス	株式	INTERTEK GROUP PLC	商業・専門サービス	3,901	7,779.14	30,346,440	7,489.56	29,216,811	0.99
27	日本	株式	ダイキン工業	機械	1,900	13,750.00	26,125,000	15,230.00	28,937,000	0.98
28	アメリカ	株式	3M CO	資本財	1,577	18,067.54	28,492,522	18,332.12	28,909,762	0.98
29	日本	株式	クボタ	機械	16,600	1,570.50	26,070,300	1,732.00	28,751,200	0.98
30	中国	株式	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRI-H	資本財	69,800	457.76	31,951,940	409.06	28,552,423	0.97

（注１）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２）国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、「第１ ファンドの状況　５ 運用状況 （参考情報）」では、投資有価証券の上場取引所の国/地域に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

（注３）業種は、外国株式はMSCIが採用する世界産業分類基準※（以下「GICS」）の24産業グループ、国内株式は東証株価指数33業種で区分しています。なお、「第１ ファンドの状況 ５ 運用状況 （参考情報）」では、外国株式、国内株式ともにMSCIが採用するGICSの24産業グループで区分しています。そのため、上記表との間で業種の表示が異なる場合があります。

※世界産業分類基準（GICS）はMSCIとS&Pが開発したものであり、MSCIとS&Pの独占的な財産です。「世界産業分類基準（GICS）」はMSCIとS&Pのサービス・マークです。

投資有価証券種類別および業種別投資比率

国内／外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	建設業	0.37
		化学	2.13
		ガラス・土石製品	0.16
		金属製品	0.08
		機械	2.56
		電気機器	2.45
		輸送用機器	0.90
		電気・ガス業	0.11
		陸運業	2.53
外国	株式	エネルギー	0.29
		素材	11.82
		資本財	37.94
		商業・専門サービス	5.33
		自動車・自動車部品	2.35
		耐久消費財・アパレル	0.70
		小売	0.30
		食品・生活必需品小売り	0.08
		ヘルスケア機器・サービス	2.92
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.92
		ソフトウェア・サービス	2.45
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.79
		公益事業	10.07
		半導体・半導体製造装置	1.70
合計			95.93

（注１）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

（注２）業種は、外国株式はMSCIが採用するGICSの24産業グループ、国内株式は東証株価指数33業種で区分しています。なお、「第１ ファンドの状況 ５ 運用状況 （参考情報）」では、外国株式、国内株式ともにMSCIが採用するGICSの24産業グループで区分しています。そのため、上記表との間で業種の表示が異なる場合があります。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（有価証券先物取引等）

資産の種類	取引所	資産の名称	限月	買建／売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）

株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 株価指数先物取引	2019年12月	買建	1	16,436,200	16,685,000	0.56
	シカゴ商業取引所	S&P MID 400 株価指数先物取引	2019年12月	買建	2	42,445,135	42,892,187	1.45
	ニューヨーク先物取引所	miniMSCI Emg 株価指数先物取引	2019年12月	買建	2	11,253,229	11,424,778	0.38
	インターコンチネンタル取引所	FTSE 100 株価指数先物取引	2019年12月	買建	1	10,268,920	10,274,964	0.34
	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO STOX 50 株価指数先物取引	2019年12月	買建	5	21,681,826	21,923,530	0.74

（注１）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
（注２）評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2019年10月末日および同日１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
4期	(2010年 3月10日)	19,674,534,611	19,674,534,611	0.7310	0.7310
5期	(2010年 9月10日)	14,862,580,957	15,086,967,714	0.6624	0.6724
6期	(2011年 3月10日)	14,878,149,824	14,878,149,824	0.8051	0.8051
7期	(2011年 9月12日)	8,809,693,434	8,809,693,434	0.6193	0.6193
8期	(2012年 3月12日)	8,417,267,031	8,417,267,031	0.7408	0.7408
9期	(2012年 9月10日)	6,639,253,396	6,639,253,396	0.6703	0.6703
10期	(2013年 3月11日)	8,236,440,834	8,236,440,834	0.9430	0.9430
11期	(2013年 9月10日)	7,549,103,235	7,549,103,235	1.0578	1.0578
12期	(2014年 3月10日)	7,153,546,749	7,153,546,749	1.2744	1.2744
13期	(2014年 9月10日)	6,036,938,292	6,036,938,292	1.2864	1.2864
14期	(2015年 3月10日)	6,045,687,384	6,045,687,384	1.4360	1.4360
15期	(2015年 9月10日)	5,108,340,081	5,108,340,081	1.3248	1.3248
16期	(2016年 3月10日)	4,484,415,868	4,484,415,868	1.2522	1.2522
17期	(2016年 9月12日)	4,045,853,987	4,045,853,987	1.2557	1.2557
18期	(2017年 3月10日)	4,294,709,625	4,294,709,625	1.5021	1.5021
19期	(2017年 9月11日)	4,053,176,873	4,053,176,873	1.5789	1.5789
20期	(2018年 3月12日)	3,869,157,291	3,869,157,291	1.6815	1.6815
21期	(2018年 9月10日)	3,494,215,294	3,494,215,294	1.6609	1.6609
22期	(2019年 3月11日)	3,185,803,873	3,185,803,873	1.6183	1.6183
23期	(2019年 9月10日)	2,856,753,285	2,856,753,285	1.6491	1.6491
	2018年10月末日	3,138,542,504	－	1.5405	－
	11月末日	3,219,516,285	－	1.5920	－
	12月末日	2,892,854,349	－	1.4371	－
	2019年 1月末日	3,086,060,966	－	1.5384	－
	2月末日	3,256,401,220	－	1.6488	－
	3月末日	3,203,232,046	－	1.6551	－
	4月末日	3,249,543,875	－	1.7144	－
	5月末日	3,013,029,027	－	1.5978	－
	6月末日	3,088,438,816	－	1.6856	－
	7月末日	3,047,691,005	－	1.6857	－
	8月末日	2,770,416,341	－	1.5925	－
	9月末日	2,864,041,162	－	1.6615	－
	10月末日	2,939,048,807	－	1.7367	－

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
4期	0.0000
5期	0.0100
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期	0.0000
10期	0.0000
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0000
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0000
19期	0.0000
20期	0.0000
21期	0.0000
22期	0.0000
23期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率(%)
4期	3.4
5期	△8.0
6期	21.5
7期	△23.1
8期	19.6
9期	△9.5
10期	40.7
11期	12.2
12期	20.5
13期	0.9
14期	11.6
15期	△7.7
16期	△5.5
17期	0.3
18期	19.6
19期	5.1
20期	6.5
21期	△1.2
22期	△2.6
23期	1.9

（注１）収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。
（注２）収益率は、小数点第２位を四捨五入しています。

（参考情報）

基準価額・純資産の推移 (2009年10月末～2019年10月末)

※基準価額および分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
※分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

分配の推移

決算期	分配金
第19期 (2017年9月)	0円
第20期 (2018年3月)	0円
第21期 (2018年9月)	0円
第22期 (2019年3月)	0円
第23期 (2019年9月)	0円
設定来累計	100円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況 ※比率は、純資産総額に対する比率です。

■ 組入上位5業種

順位	業種	比率
1	資本財	41.1%
2	素材	13.2%
3	公益事業	10.2%
4	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.5%
5	商業・専門サービス	5.3%

■ 組入上位5ヵ国／地域

順位	国／地域	比率
1	アメリカ	52.8%
2	日本	11.3%
3	フランス	4.8%
4	香港	4.8%
5	ドイツ	4.2%

■ 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	国／地域	比率
1	LINDE PLC	素材	アメリカ	3.2%
2	SIEMENS AG-REG	資本財	ドイツ	3.1%
3	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	フランス	3.0%
4	DANAHER CORP	ヘルスケア機器・サービス	アメリカ	2.9%
5	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	資本財	アメリカ	2.8%
6	WASTE MANAGEMENT INC	商業・専門サービス	アメリカ	2.6%
7	INGERSOLL-RAND PLC	資本財	アメリカ	2.6%
8	APTIV PLC	自動車・自動車部品	アメリカ	1.9%
9	AMERICAN WATER WORKS CO INC	公益事業	アメリカ	1.8%
10	IDEX CORP	資本財	アメリカ	1.8%

年間収益率の推移 (暦年ベース) ※当ファンドにベンチマークはありません。

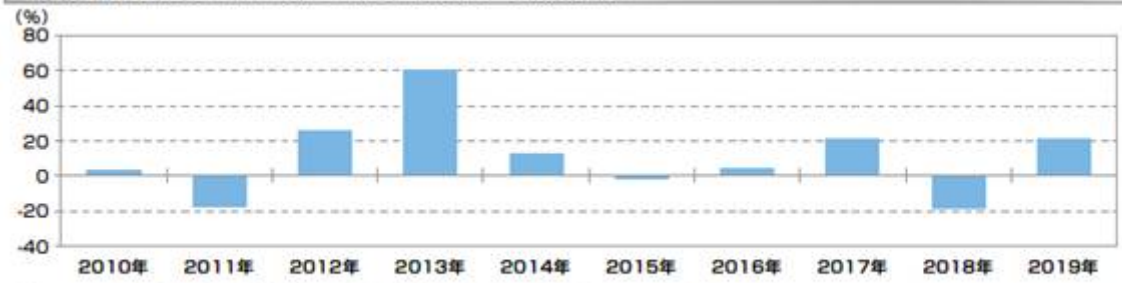

※当ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
※2019年は10月末までの収益率を表示しています。

◆ 当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
◆ 最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。

（4）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)
4期	34,945,329	6,483,732,015
5期	43,675,858	4,520,058,177
6期	93,380,037	4,051,416,862
7期	7,924,720	4,263,653,525
8期	1,657,092	2,864,693,078
9期	3,900,035	1,461,593,011
10期	1,718,498	1,171,371,560
11期	19,566,092	1,617,615,427

12期	31,501,629	1,554,840,975
13期	12,443,493	932,656,207
14期	1,637,801	484,550,644
15期	6,001,698	360,128,986
16期	10,227,618	284,954,713
17期	10,471,236	369,694,560
18期	3,875,267	366,737,980
19期	272,573	292,302,794
20期	2,150,540	268,182,106
21期	5,529,903	202,671,423
22期	1,627,059	136,829,740
23期	4,157,570	240,565,584

（注）本邦外における設定、解約の実績はありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。
取得申込者は、販売会社が定める日までに取得申込みにかかる金額を販売会社に支払うものとします。
当ファンドには、収益分配金が税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資される「分配金再投資コース」と、分配時に収益分配金を受け取る「分配金支払いコース」があります。
「分配金再投資コース」によりお申込みされる場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款に従い契約を締結します。なお、当該契約については、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

②取得申込みの受付

原則としていつでも取得申込みを行うことができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日に該当する場合には、取得申込みの受付は行いません。

各営業日※の午後３時までに販売会社が受付けた取得申込みを当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる取得申込みは翌営業日※の取扱いとなります。

※上記の取得申込みの受付を行わない日を除きます。取得申込みの受付を行わない日は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
なお、基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社
＜電話番号＞　0120-055-887（フリーダイヤル）
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）
＜ホームページ＞　https://www.russellinvestments.com/jp/

④申込手数料

3.3%※（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

※消費税等相当額を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。
詳細は販売会社にお問い合わせください。

⑤申込単位

申込単位は、販売会社が定める単位とします。
詳細は販売会社にお問い合わせください。

⑥その他

(a)取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。
(b)取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするた

め社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

①換金申込みの受付

原則としていつでも換金申込みを行うことができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日に該当する場合には、換金申込みの受付は行いません。

各営業日※の午後３時までに販売会社が受付けた換金申込みを、当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる換金申込みは翌営業日※の取扱いとなります。

※上記の換金申込みの受付を行わない日を除きます。換金申込みの受付を行わない日は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

②換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
なお、基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社
＜電話番号＞　0120-055-887（フリーダイヤル）
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）
＜ホームページ＞　https://www.russellinvestments.com/jp/

③換金手数料

ありません。

④信託財産留保額

ありません。

⑤換金単位

換金単位は、販売会社が定める単位とします。
詳細は販売会社にお問い合わせください。

⑥換金代金の支払い

原則として換金申込受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

⑦その他

(a)「解約請求」または「買取請求」により換金の申込みができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
(b)当ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口の換金について、当ファンドの純資産総額や市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、換金の金額に制限を設ける場合があります。
(c)取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取消すことができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取扱います。
(d)「解約請求」を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の計算方法

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

②主な投資対象の評価方法

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※の取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の最終相場とします。

③基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日に算出されます。

基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称（世界環境）として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社
＜電話番号＞　0120-055-887（フリーダイヤル）
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）
＜ホームページ＞　https://www.russellinvestments.com/jp/

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

原則として、信託期間は無期限です。

ただし、後述の「（５）その他　①信託の終了（繰上償還）」による場合、信託を終了することがあります。

（4）【計算期間】

毎年３月11日から９月10日まで、および９月11日から翌年３月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

①信託の終了（繰上償還）

(a)委託会社は、信託契約締結日から１年経過後、信託契約の一部解約により、信託財産の純資産総額が100億円を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(c)上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d)上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

(e)上記(b)から(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(b)から(d)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(f)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「②信託約款の変更等」に規定する書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(h)受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更等

(a)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投信法第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「②信託約款の変更等」で定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(b)委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(c)上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d)上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

(e)書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

(f)上記(b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(g)上記(a)から(f)の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(h)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(a)から(g)の規定に従います。

③反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、繰上償還または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者（書面決議において当該繰上償還または重大な信託約款の変更等に反対した受益者をいいます。）による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

④関係法人との契約の更改等

(a)募集・販売の取扱い等に関する契約
委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則１年毎に自動的に更新されるものとします。

(b)運用指図に関する権限委託契約
委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結される当ファンドの運用指図に関する権限委託契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約は当ファンドの償還日に終了するものとします。

⑤公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（https://www.russellinvestments.com/jp/）に掲載します。
ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥運用報告書

(a)委託会社は、毎決算時および償還時に、計算期間中の運用経過のほか信託財産の内容、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
(b)委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（https://www.russellinvestments.com/jp/）に掲載します。
(c)上記(b)の規定にかかわらず、受益者からの運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次の通りです。

①収益分配金請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の持分に応じて請求することができます。
販売会社は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対する収益分配金の支払いを、原則として決算日（当該決算日が休業日の場合は翌営業日とします。）から起算して５営業日目までに開始するものとします。
受益者は、収益分配金を支払開始日から５年間支払請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。
「分配金再投資コース」をお申込みの場合、収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として決算日の翌営業日に販売会社に交付されます。販売会社は別に定める契約に基づき、受益者に対して遅延なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金請求権

受益者は、当ファンドの信託終了後、口数に応じて償還金を請求することができます。販売会社は、信託終了日（償還日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対する償還金の支払いを、原則として償還日（当該償還日が休業日の場合は翌営業日とします。）から起算して５営業日目までに開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
ただし、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。詳細は、前述の「第２ 管理及び運営　２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

④帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

（３）ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間（2019年3月12日から2019年9月10日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
【ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド】
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第22期 2019年 3月11日現在	第23期 2019年 9月10日現在
資産の部		
流動資産		
預金	91,008,272	49,191,947
コール・ローン	134,456,031	95,989,962
株式	2,979,262,161	2,765,071,098
派生商品評価勘定	14,785,881	7,693,801
未収入金	13,594,859	2,451,729
未収配当金	3,713,179	3,273,159
差入委託証拠金	△456,744	5,769,972
流動資産合計	3,236,363,639	2,929,441,668
資産合計	3,236,363,639	2,929,441,668
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	9,458,028	8,122,074
未払金	－	26,564,096
未払解約金	6,967,611	4,915,836
未払受託者報酬	1,376,223	1,330,085
未払委託者報酬	31,309,049	30,259,333
未払利息	184	249
その他未払費用	1,448,671	1,496,710
流動負債合計	50,559,766	72,688,383
負債合計	50,559,766	72,688,383
純資産の部		
元本等		
元本	1,968,667,447	1,732,259,433
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,217,136,426	1,124,493,852
（分配準備積立金）	1,358,392,762	1,211,823,994
元本等合計	3,185,803,873	2,856,753,285
純資産合計	3,185,803,873	2,856,753,285
負債純資産合計	3,236,363,639	2,929,441,668

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第22期 自　2018年 9月11日 至　2019年 3月11日	第23期 自　2019年 3月12日 至　2019年 9月10日
営業収益		
受取配当金	21,949,915	31,760,128
受取利息	230,063	203,611
有価証券売買等損益	△58,375,417	153,352,181
派生商品取引等損益	3,461,208	7,614,033
為替差損益	△21,957,044	△96,884,655
その他収益	23,383	75,263
営業収益合計	△54,667,892	96,120,561
営業費用		
支払利息	35,029	41,164
受託者報酬	1,376,223	1,330,085
委託者報酬	31,309,049	30,259,333
その他費用	3,534,684	2,591,888
営業費用合計	36,254,985	34,222,470
営業利益又は営業損失（△）	△90,922,877	61,898,091
経常利益又は経常損失（△）	△90,922,877	61,898,091
当期純利益又は当期純損失（△）	△90,922,877	61,898,091
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△7,295,856	8,151,618
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,390,345,166	1,217,136,426
剰余金増加額又は欠損金減少額	836,198	2,340,994
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	836,198	2,340,994
剰余金減少額又は欠損金増加額	90,417,917	148,730,041
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	90,417,917	148,730,041
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,217,136,426	1,124,493,852

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 株式は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	第22期 2019年 3月11日現在	第23期 2019年 9月10日現在
1.　期首元本額	2,103,870,128円	1,968,667,447円
期中追加設定元本額	1,627,059円	4,157,570円
期中一部解約元本額	136,829,740円	240,565,584円
2.　計算期間末日における受益権の総数	1,968,667,447口	1,732,259,433口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第22期 自 2018年 9月11日 至 2019年 3月11日	第23期 自 2019年 3月12日 至 2019年 9月10日

1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁しております。	1.同左
2.その他費用 信託財産にかかる主なその他費用はカストディフィーであります。	2.その他費用 同左
3.分配金の計算過程 2019年3月11日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金(16,526,926円)及び分配準備積立金(1,358,392,762円)より分配対象収益は1,374,919,688円（１万口当たり6,983.99円）でありますが、分配を行っておりません。	3.分配金の計算過程 2019年9月10日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（19,394,254円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金(17,383,152円)及び分配準備積立金(1,192,429,740円)より分配対象収益は1,229,207,146円（１万口当たり7,095.94円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスク、市場動向と乖離するリスクに晒されております。 デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・上記のモニタリング等の結果は、原則月に一度、投資政策・運用委員会に報告され、検証が行われます。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

区　　分	第22期 2019年 3月11日現在	第23期 2019年 9月10日現在

1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左 有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券　（単位：円）

区　分	第22期 2019年 3月11日現在	第23期 2019年 9月10日現在
種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株　式	△23,046,103	131,471,644
合　計	△23,046,103	131,471,644

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
株式関連　第22期（2019年 3月11日現在）　（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	183,691,566	－	192,544,549	8,852,983

合計	183,691,566	－	192,544,549	8,852,983

株式関連　第23期（2019年 9月10日現在）　（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	123,199,296	－	124,384,081	1,184,785
合計		123,199,296	－	124,384,081	1,184,785

（注）1．株価指数先物取引の評価方法
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2．株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また、契約額等及び時価の邦貨換算は計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連　第22期（2019年 3月11日現在）　（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	403,782,230	－	397,752,145	△6,030,085
	米ドル	265,809,478	－	263,480,269	△2,329,209
	ユーロ	108,339,701	－	104,717,894	△3,621,807
	英ポンド	29,633,051	－	29,553,982	△79,069
	売建	339,114,558	－	336,609,603	2,504,955
	米ドル	263,324,058	－	261,702,153	1,621,905
	ユーロ	60,720,850	－	59,803,200	917,650
	英ポンド	15,069,650	－	15,104,250	△34,600
合計		742,896,788	－	734,361,748	△3,525,130

通貨関連　第23期（2019年 9月10日現在）　（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	835,761,740	－	832,494,197	△3,267,543
	米ドル	499,137,867	－	499,995,428	857,561
	ユーロ	245,048,036	－	241,719,086	△3,328,950
	英ポンド	82,491,303	－	81,659,282	△832,021
	スウェーデンクローネ	3,021,696	－	3,033,068	11,372
	香港ドル	6,062,838	－	6,087,333	24,495
	売建	733,957,532	－	732,303,047	1,654,485
	米ドル	460,954,488	－	460,780,691	173,797
	ユーロ	196,825,079	－	195,531,068	1,294,011
	英ポンド	76,177,965	－	75,991,288	186,677
合計		1,569,719,272	－	1,564,797,244	△1,613,058

（注）1．為替予約の評価方法
(1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第22期 自 2018年 9月11日 至 2019年 3月11日	第23期 自 2019年 3月12日 至 2019年 9月10日
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報に関する注記）

区　　分	第22期 2019年 3月11日現在	第23期 2019年 9月10日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6183円 (16,183円)	1.6491円 (16,491円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①株式

次表の通りです。

（単位：円）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	清水建設	1,600	936.00	1,497,600	
	積水ハウス	3,900	1,989.50	7,759,050	
	旭化成	14,100	1,014.00	14,297,400	
	信越化学工業	1,600	11,285.00	18,056,000	
	エア・ウォーター	1,200	1,857.00	2,228,400	
	積水化学工業	12,100	1,647.00	19,928,700	
	日東電工	1,300	5,310.00	6,903,000	
	東海カーボン	1,200	1,119.00	1,342,800	
	日本特殊陶業	1,500	1,968.00	2,952,000	
	リンナイ	300	7,000.00	2,100,000	
	クボタ	16,600	1,570.50	26,070,300	
	ダイキン工業	2,100	13,750.00	28,875,000	
	ダイフク	2,800	5,270.00	14,756,000	
	ＴＨＫ	1,000	2,800.00	2,800,000	
	日本電産	200	14,290.00	2,858,000	
	アズビル	1,100	2,835.00	3,118,500	
	キーエンス	500	65,070.00	32,535,000	
	スタンレー電気	1,300	2,722.00	3,538,600	
	ファナック	600	19,470.00	11,682,000	
	村田製作所	2,400	4,867.00	11,680,800	
	デンソー	2,000	4,659.00	9,318,000	
	シマノ	1,000	15,730.00	15,730,000	
	電源開発	1,200	2,429.00	2,914,800	

	東日本旅客鉄道	4,600	9,989.00	45,949,400	
	西日本旅客鉄道	1,700	9,049.00	15,383,300	
	東海旅客鉄道	500	20,785.00	10,392,500	
	九州旅客鉄道	1,300	3,225.00	4,192,500	
日本円 計		79,700		318,859,650	
米ドル	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	718	216.36	155,346.48	
	AMCOR PLC	3,687	9.81	36,169.47	
	ECOLAB INC	2,351	200.78	472,033.78	
	INNOSPEC INC	194	89.11	17,287.34	
	LINDE PLC	4,455	185.21	825,110.55	
	MINERALS TECHNOLOGIES INC	313	50.57	15,828.41	
	SEALED AIR CORP	6,265	40.24	252,103.60	
	STEEL DYNAMICS INC	6,036	28.97	174,862.92	
	WESTROCK CO	7,893	35.95	283,753.35	
	3M CO	1,667	165.94	276,621.98	
	ACUITY BRANDS INC	360	129.16	46,497.60	
	CARLISLE COS INC	477	144.30	68,831.10	
	COMFORT SYSTEMS USA INC	2,617	39.36	103,005.12	
	CRANE CO	437	79.60	34,785.20	
	CUMMINS INC	1,533	160.82	246,537.06	
	DEERE & CO	1,888	158.36	298,983.68	
	DONALDSON CO INC	2,591	50.37	130,508.67	
	EATON CORP PLC	1,424	84.85	120,826.40	
	EMCOR GROUP INC	456	87.93	40,096.08	
	EMERSON ELECTRIC CO	1,928	63.78	122,967.84	
	ENERSYS	399	60.77	24,247.23	
	ESCO TECHNOLOGIES INC	215	77.51	16,664.65	
	FORTIVE CORP	5,268	68.01	358,276.68	
	FRANKLIN ELECTRIC CO INC	390	46.76	18,236.40	
	HEXCEL CORP	1,181	82.93	97,940.33	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	4,598	169.66	780,096.68	
	HUBBELL INC	2,228	134.66	300,022.48	
	IDEX CORP	3,163	167.93	531,162.59	
	INGERSOLL-RAND PLC	5,652	121.28	685,474.56	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	5,367	42.89	230,190.63	
	LENNOX INTERNATIONAL INC	825	241.23	199,014.75	
	PARKER HANNIFIN CORP	555	177.46	98,490.30	
	PENTAIR PLC	4,310	36.86	158,866.60	
	QUANTA SERVICES INC	3,366	35.47	119,392.02	
	REGAL BELOIT CORP	387	73.90	28,599.30	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	1,841	161.99	298,223.59	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	812	356.96	289,851.52	
	SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	1,450	48.86	70,847.00	
	SMITH (A.O.) CORP	2,456	49.10	120,589.60	
	TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	227	311.88	70,796.76	
	WATTS WATER TECHNOLOGIES-A	226	93.31	21,088.06	
	WELBILT INC	10,651	16.04	170,842.04	
	XYLEM INC	4,348	77.50	336,970.00	
	COPART INC	202	82.29	16,622.58	
	TETRA TECH INC	427	81.00	34,587.00	
	WASTE MANAGEMENT INC	6,307	117.62	741,829.34	
	APTIV PLC	5,856	90.31	528,855.36	

	DELPHI TECHNOLOGIES PLC	5,137	17.03	87,483.11	
	TESLA INC	72	231.79	16,688.88	
	LKQ CORP	2,551	27.40	69,897.40	
	SPROUTS FARMERS MARKET INC	1,095	18.86	20,651.70	
	DANAHER CORP	6,458	139.36	899,986.88	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	4,365	74.18	323,795.70	
	WATERS CORP	1,360	217.07	295,215.20	
	ZOETIS INC	3,063	126.66	387,959.58	
	ANSYS INC	778	214.58	166,943.24	
	AUTODESK INC	1,501	151.02	226,681.02	
	PTC INC	2,420	68.15	164,923.00	
	VMWARE INC-CLASS A	690	147.44	101,733.60	
	TE CONNECTIVITY LTD	4,706	95.09	447,493.54	
	TRIMBLE INC	6,374	38.24	243,741.76	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	4,141	122.36	506,692.76	
	AVISTA CORP	523	47.25	24,711.75	
	ADVANCED ENERGY INDUSTRIES	309	56.13	17,344.17	
	ENTEGRIS INC	3,060	44.57	136,384.20	
	MKS INSTRUMENTS INC	1,248	90.81	113,330.88	
	POWER INTEGRATIONS INC	261	91.01	23,753.61	
	SOLAREDGE TECHNOLOGIES INC	323	74.16	23,953.68	
	UNIVERSAL DISPLAY CORP	594	210.95	125,304.30	
米ドル 計		171,026		14,494,604.64 (1,557,445,268)	
カナダドル	WEST FRASER TIMBER CO LTD	561	46.37	26,013.57	
	STANTEC INC	877	29.34	25,731.18	
	WASTE CONNECTIONS INC	395	118.24	46,704.80	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	3,649	17.45	63,675.05	
カナダドル 計		5,482		162,124.60 (13,221,261)	
ブラジルレアル	COSAN SA	5,900	52.48	309,632.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	8,100	44.98	364,338.00	
	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	23,700	14.47	342,939.00	
ブラジルレアル 計		37,700		1,016,909.00 (26,663,353)	
ユーロ	AIR LIQUIDE SA	270	123.55	33,358.50	
	KONINKLIJKE DSM NV	3,236	114.60	370,845.60	
	UMICORE	4,577	32.16	147,196.32	
	AALBERTS NV	830	35.60	29,548.00	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	2,192	33.95	74,418.40	
	GEA GROUP AG	9,444	25.29	238,838.76	
	KINGSPAN GROUP PLC	2,305	42.72	98,469.60	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	7,578	78.02	591,235.56	
	SIEMENS AG-REG	7,307	94.19	688,246.33	
	SIGNIFY NV	8,854	25.93	229,584.22	
	APPLUS SERVICES SA	8,546	12.49	106,739.54	
	EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	4,785	3.47	16,632.66	
	ENEL SPA	25,809	6.54	168,919.90	
	FORTUM OYJ	3,099	20.30	62,909.70	
	HERA SPA	6,105	3.52	21,538.44	
	IBERDROLA SA	14,573	9.23	134,508.79	
	IREN SPA	29,705	2.41	71,707.87	
	SUEZ	23,439	13.89	325,567.71	

	VERBUND AG	2,780	51.45	143,031.00	
ユーロ 計		165,434		3,553,296.90 (421,669,743)	
英ポンド	DS SMITH PLC	13,197	3.48	46,044.33	
	FERGUSON PLC	3,863	63.50	245,300.50	
	INTERTEK GROUP PLC	3,901	55.34	215,881.34	
	GENUS PLC	505	28.30	14,291.50	
	SPECTRIS PLC	993	23.07	22,908.51	
	PENNON GROUP PLC	17,976	7.30	131,332.65	
英ポンド 計		40,435		675,758.83 (89,646,166)	
スイスフラン	SIKA AG-REG	1,170	147.20	172,224.00	
	ABB LTD-REG	3,478	19.46	67,699.27	
	BUCHER INDUSTRIES AG-REG	52	307.00	15,964.00	
	FISCHER (GEORG)-REG	192	846.50	162,528.00	
	GEBERIT AG-REG	372	464.20	172,682.40	
	LONZA GROUP AG-REG	650	361.00	234,650.00	
	LANDIS+GYR GROUP AG	204	88.05	17,962.20	
スイスフラン 計		6,118		843,709.87 (91,340,030)	
スウェーデンクローネ	HOLMEN AB-B SHARES	837	233.00	195,021.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	5,053	87.68	443,047.04	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	5,532	300.00	1,659,600.00	
	PEAB AB	1,587	82.40	130,768.80	
	SKANSKA AB-B SHS	2,741	189.45	519,282.45	
	SKF AB-B SHARES	3,218	164.35	528,878.30	
	JM AB	3,790	251.70	953,943.00	
	HEXAGON AB-B SHS	912	446.10	406,843.20	
スウェーデンクローネ 計		23,670		4,837,383.79 (53,791,708)	
ノルウェークローネ	TOMRA SYSTEMS ASA	821	242.20	198,846.20	
ノルウェークローネ 計		821		198,846.20 (2,394,108)	
デンマーククローネ	NOVOZYMES A/S-B SHARES	1,151	291.40	335,401.40	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	2,060	524.00	1,079,440.00	
デンマーククローネ 計		3,211		1,414,841.40 (22,510,126)	
香港ドル	CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS	42,000	28.55	1,199,100.00	
	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRI-H	60,200	33.00	1,986,600.00	
	CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	162,370	6.19	1,005,070.30	
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	18,000	8.19	147,420.00	
	BEIJING ENTERPRISES HLDGS	4,000	37.55	150,200.00	
	BEIJING ENTERPRISES WATER GR	302,000	4.26	1,286,520.00	
	GUANGDONG INVESTMENT LTD	102,000	16.42	1,674,840.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	40,000	15.58	623,200.00	
	HUANENG RENEWABLES CORP-H	378,000	2.66	1,005,480.00	
	KUNLUN ENERGY CO LTD	102,000	6.86	699,720.00	
香港ドル 計		1,210,570		9,778,150.30 (134,058,440)	
韓国ウォン	WOONGJIN COWAY CO LTD	1,294	83,200.00	107,660,800.00	
韓国ウォン 計		1,294		107,660,800.00 (9,732,536)	

新台湾ドル	DELTA ELECTRONICS INC	46,785	147.50	6,900,787.50	
新台湾ドル 計		46,785		6,900,787.50 (23,738,709)	
合計		1,792,246		2,765,071,098 (2,446,211,448)	

②株式以外の有価証券
該当事項はありません。

有価証券明細表注記
1.通貨種類毎の小計欄の(　)内は邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の(　)内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式　69銘柄	100.0%	-	63.7%
カナダドル	株式　4銘柄	100.0%	-	0.5%
ブラジルレアル	株式　3銘柄	100.0%	-	1.1%
ユーロ	株式　19銘柄	100.0%	-	17.2%
英ポンド	株式　6銘柄	100.0%	-	3.7%
スイスフラン	株式　7銘柄	100.0%	-	3.7%
スウェーデンクローネ	株式　8銘柄	100.0%	-	2.2%
ノルウェークローネ	株式　1銘柄	100.0%	-	0.1%
デンマーククローネ	株式　2銘柄	100.0%	-	0.9%
香港ドル	株式　10銘柄	100.0%	-	5.5%
韓国ウォン	株式　1銘柄	100.0%	-	0.4%
新台湾ドル	株式　1銘柄	100.0%	-	1.0%

4.通貨の表示
邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

以下は2019年10月末現在の当ファンドの現況です。

【純資産額計算書】

Ⅰ	資産総額	2,959,560,805 円
Ⅱ	負債総額	20,511,998 円
Ⅲ	純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	2,939,048,807 円
Ⅳ	発行済口数	1,692,347,291 口
Ⅴ	1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.7367 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換の手続き等

該当事項はありません。
ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（７）質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2019年10月末現在の委託会社の資本金の額：490百万円
委託会社が発行する株式総数：40,000株
発行済株式総数：34,090株
直近５ヵ年における主な資本金の額の増減：2017年12月15日　資本金490百万円に減資

（２）会社の機構

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。
取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。
代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。
更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

②投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社（投資助言会社を含みます。）を組み合わせて行う運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメント グループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。
投資方針については、代表取締役社長兼ＣＥＯ、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。
同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等について報告を受けるとともに、その検証を行っています。

※上記の体制等は2019年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

2019年10月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

種　類	本　数	純資産総額
追加型株式投資信託	33本	165,919,802,441円
単位型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単位型公社債投資信託	0本	0円
合　計	33本	165,919,802,441円

３【委託会社等の経理状況】

1.　委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
　また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.　委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度(自2018年1月1日　至2018年12月31日)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。
　また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2019年1月1日　至2019年6月30日）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

財務諸表
(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

		第20期 （2017年12月31日現在）	第21期 （2018年12月31日現在）
資産の部			
流動資産			
預金		1,720,918	1,302,570
前払費用		23,461	27,691
未収委託者報酬		432,159	374,891
未収運用受託報酬		1,654,243	1,907,167
未収投資助言報酬		255,666	260,941
未収入金	※2	20,511	1,234
繰延税金資産		375,206	263,403
その他流動資産		85,970	76,066
流動資産合計		4,568,138	4,213,965
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備		119,508	100,447
器具備品		50,595	37,308
有形固定資産合計	※1	170,103	137,755
投資その他の資産			
長期差入保証金		57,262	58,027
長期貸付金	※2	171,000	-
投資その他の資産合計		228,262	58,027
固定資産合計		398,365	195,782
資産合計		4,966,504	4,409,748

（単位：千円）

	第20期 （2017年12月31日現在）	第21期 （2018年12月31日現在）
負債の部		
流動負債		

預り金	29,333	28,202
未払金		
未払手数料	40,954	37,370
未払委託調査費	837,693	765,069
未払委託計算費	6,294	6,445
その他未払金	358,282	513,626
未払金合計	1,243,224	1,322,512
未払費用	104,317	61,003
未払消費税等	258,699	121,009
未払法人税等	459,314	23,483
前受金	53,813	54,119
賞与引当金	632,237	646,169
リース債務	162	110
流動負債合計	2,781,102	2,256,611
固定負債		
資産除去債務	36,940	37,355
長期未払金	872,920	892,434
長期未払費用	1,229	1,197
長期リース債務	110	-
固定負債合計	911,201	930,987
負債合計	3,692,304	3,187,598
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	13,685	13,685
資本剰余金合計	13,685	13,685
利益剰余金		
利益準備金	108,814	108,814
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	661,699	609,649
利益剰余金合計	770,513	718,463
株主資本合計	1,274,199	1,222,149
純資産合計	1,274,199	1,222,149
負債純資産合計	4,966,504	4,409,748

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

	第20期 （自　2017年 1月 1日 至　2017年12月31日）	第21期 （自　2018年 1月 1日 至　2018年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	1,313,922	1,386,564
運用受託報酬	6,173,936	6,273,230
投資助言報酬	624,116	616,768
その他収益	1,069,226	755,940
営業収益合計	9,181,202	9,032,504
営業費用		

支払手数料		145,424	151,362
広告宣伝費		310	1,150
調査費			
委託調査費		4,546,385	5,003,090
図書費		1,640	1,533
調査費合計		4,548,026	5,004,624
委託計算費		65,348	72,086
営業雑経費			
通信費		9,037	7,829
印刷費		9,175	9,385
協会費		11,505	11,473
営業雑経費合計		29,718	28,687
営業費用合計		4,788,828	5,257,910
一般管理費			
給料			
役員報酬		58,655	49,442
給料・手当		1,068,119	1,062,334
賞与		42,549	16,634
賞与引当金繰入額		632,237	646,169
給料合計		1,801,561	1,774,581
福利厚生費		161,989	161,040
交際費		10,293	10,289
寄付金		416	385
旅費交通費		28,479	37,179
租税公課		46,086	35,582
不動産賃借料		66,583	49,962
退職給付費用		150,456	151,170
消耗器具備品費		333,042	353,081
事務委託費		30,015	21,322
修繕費		7,504	3,952
水道光熱費		4,210	4,423
会議費用		1,382	929
固定資産減価償却費		32,503	32,396
諸経費		207,937	117,675
一般管理費合計		2,882,462	2,753,973
営業利益又は営業損失（△）		1,509,911	1,020,620
営業外収益			
受取利息		2,289	3,475
為替差益		-	19,060
その他営業外収益		2,461	2,437
営業外収益合計		4,751	24,974
営業外費用			
支払利息		11	6
為替差損		1,352	-
営業外費用合計		1,364	6
経常利益又は経常損失（△）		1,513,298	1,045,588
特別損失			
割増退職金		76,795	62,832
固定資産売却損	※1	-	1,627
特別損失合計		76,795	64,460
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）		1,436,503	981,128
法人税、住民税及び事業税		490,010	259,675

法人税等調整額	△ 375,206	111,803
法人税等合計	114,804	371,478
当期純利益又は当期純損失（△）	1,321,699	609,649

(3)【株主資本等変動計算書】

（単位:千円）

第20期 （自　2017年 1月 1日 至　2017年12月31日）									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,609,500	-	-	-	23,988	273,077	297,066	1,906,566	1,906,566
当期変動額									
剰余金の配当	-	13,685	△ 1,119,500	△ 1,105,814	84,825	△ 933,077	△ 848,252	△ 1,954,066	△ 1,954,066
当期純利益又は当期純損失（△）	-	-	-	-	-	1,321,699	1,321,699	1,321,699	1,321,699
資本金からその他資本剰余金への振替	△ 1,119,500	-	1,119,500	1,119,500	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	△ 1,119,500	13,685	-	13,685	84,825	388,622	473,447	△ 632,366	△ 632,366
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	661,699	770,513	1,274,199	1,274,199

（単位:千円）

第21期 （自　2018年 1月 1日 至　2018年12月31日）									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	661,699	770,513	1,274,199	1,274,199
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△ 661,699	△ 661,699	△ 661,699	△ 661,699
当期純利益又は当期純損失（△）	-	-	-	-	-	609,649	609,649	609,649	609,649
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 52,050	△ 52,050	△ 52,050	△ 52,050
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	609,649	718,463	1,222,149	1,222,149

注記事項
（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2．固定資産の減価償却の方法	有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4．引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
5．リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
6．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2018年3月30日）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2018年3月30日）

(1) 概要
収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。
ステップ1：顧客との契約を識別する。
ステップ2：契約における履行義務を識別する。
ステップ3：取引価格を算定する。
ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日
2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響額
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

第20期 2017年12月31日現在		第21期 2018年12月31日現在	
*1　有形固定資産の減価償却累計額		*1　有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	115,337千円	建物付属設備	134,398千円
器具備品	128,659千円	器具備品	140,176千円
*2　関係会社項目		*2　関係会社項目	
未収入金	20,152千円	未収入金	864千円
長期貸付金	5,000千円		

（損益計算書関係）

第20期 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
該当事項はありません。	*1　固定資産売却損

	器具備品　1,627千円
	1,627千円

（株主資本等変動計算書関係）

第20期
自 2017年 1月 1日
至 2017年12月31日

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数（株）	当期増加株式数（株）	当期減少株式数（株）	当期末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090

2．配当に関する事項
(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2017年3月28日株主総会	普通株式	248,252千円	7,282.25円	2016年12月31日	2017年4月4日
2017年10月26日株主総会	普通株式	600,000千円	17,600.46円	2017年6月30日	2017年10月27日
2017年11月6日株主総会	普通株式	1,105,814千円	32,438.07円	2017年6月30日	2017年12月18日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

第21期
自 2018年 1月 1日
至 2018年12月31日

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数（株）	当期増加株式数（株）	当期減少株式数（株）	当期末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090

2．配当に関する事項
(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2018年5月30日株主総会	普通株式	661,699千円	19,410.36円	2017年12月31日	2018年6月4日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
同左

（リース取引関係）

第20期 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

第20期 2017年12月31日現在	第21期 2018年12月31日現在

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス＆コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。

未払金、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス＆コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。

2.金融商品の時価等に関する事項

2017年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1)預金	1,720,918	1,720,918	-
(2)未収委託者報酬	432,159	432,159	-
(3)未収運用受託報酬	1,654,243	1,654,243	-
(4)未収投資助言報酬	255,666	255,666	-
(5)未払金	(1,243,224)	(1,243,224)	-
(6)未払消費税等	(258,699)	(258,699)	-
(7)未払法人税等	(459,314)	(459,314)	-

(※) 負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬、(5)未払金、(6)未払消費税等、並びに(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超
(1)預金	1,720,918	-	-
(2)未収委託者報酬	432,159	-	-
(3)未収運用受託報酬	1,654,243	-	-
(4)未収投資助言報酬	255,666	-	-

2.金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1)預金	1,302,570	1,302,570	-
(2)未収委託者報酬	374,891	374,891	-
(3)未収運用受託報酬	1,907,167	1,907,167	-
(4)未収投資助言報酬	260,941	260,941	-
(5)未払金	(1,315,825)	(1,315,825)	-

(※) 負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬、並びに(5)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超
(1)預金	1,302,570	-	-
(2)未収委託者報酬	374,891	-	-
(3)未収運用受託報酬	1,907,167	-	-
(4)未収投資助言報酬	260,941	-	-

（有価証券関係）

第20期 2017年12月31日現在	第21期 2018年12月31日現在

1.その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。 2.当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、該当事項はありません。	1.その他有価証券で時価のあるもの 同左 2.当期中に売却したその他有価証券 同左

（デリバティブ取引関係）

第20期 2017年12月31日現在	第21期 2018年12月31日現在
該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第20期 2017年12月31日現在	第21期 2018年12月31日現在
1．採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。	1．採用している退職給付制度の概要 同左
2．退職一時金制度　（単位：千円） (1)長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表 長期未払金の当期首残高　800,484 退職給付費用　102,852 退職給付の支払額　△ 30,556 その他　140 長期未払金の当期末残高　872,920	2．退職一時金制度　（単位：千円） (1)長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表 長期未払金の当期首残高　872,920 退職給付費用　102,830 退職給付の支払額等　△ 84,157 その他　841 長期未払金の当期末残高　892,434
(2)退職給付費用　（単位：千円） 簡便法で計算した退職給付費用　102,852	(2)退職給付費用　（単位：千円） 簡便法で計算した退職給付費用　102,830
3．確定拠出制度　（単位：千円） 確定拠出制度への要拠出額　47,604	3．確定拠出制度　（単位：千円） 確定拠出制度への要拠出額　48,339

（ストック・オプション等関係）

第20期 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第20期 2017年12月31日現在	第21期 2018年12月31日現在
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 （単位：千円） 繰延税金資産 未払費用　277,603 賞与引当金　195,108	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 （単位：千円） 繰延税金資産 未払費用　250,545 賞与引当金　197,857

資産除去債務	36,822	資産除去債務	38,310
長期未払金	276,669	長期未払金	273,263
長期未払費用	379	長期未払費用	366
その他	26,695	その他	7,333
繰延税金資産合計	816,279	繰延税金資産合計	767,676
評価性引当額	△ 441,072	評価性引当額	△ 504,273
繰延税金資産の純額	375,206	繰延税金資産の純額	263,403

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.86%	法定実効税率	30.86%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.93%	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.71%
住民税均等割	0.01%	住民税均等割	0.01%
評価性引当額の増減	△22.49%	評価性引当額の増減	6.44%
その他	△2.32%	その他	△2.17%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.99%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.86%

3．法人税等の変更等による影響
該当事項はありません。

3．法人税等の変更等による影響
同左

（資産除去債務関係）

第20期 2017年12月31日現在	第21期 2018年12月31日現在
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1．当該資産除去債務の概要 建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2．当該資産除去債務の金額の算定方法 使用可能期間を10年8ヶ月と見積もり、割引率は0.525%と1.395%及び0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	

3．当該資産除去債務の総額の増減

	（単位：千円）
当期首残高	36,531
時の経過による調整額	409
当期末残高	36,940

3．当該資産除去債務の総額の増減

	（単位：千円）
当期首残高	36,940
時の経過による調整額	414
当期末残高	37,355

（セグメント情報等）

第20期
（自　2017年 1月 1日
至　2017年12月31日）

1．セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,313,922	6,173,936	624,116	1,069,226	9,181,202

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（※）	3,848,315	投資一任業・投資助言業

（※）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第21期
（自　2018年 1月 1日
至　2018年12月31日）

1．セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,386,564	6,273,230	616,768	755,940	9,032,504

(2)地域ごとの情報
①営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。
②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（※）	4,092,667	投資一任業・投資助言業

（※）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第20期（自2017年1月1日　至2017年12月31日）

1．関連当事者との取引
親会社及び法人主要株主等
開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国，ワシントン州シアトル市	-	コーポレートサポート	なし	兼任1人	業務委託契約の締結	グループ会社間取引の資金決済	2,372,173	未払金	331,934

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注)ラッセルインベストメントグループ会社間取引の資金決済については、Russell Investments Group, LLCを通じて決済されております。
取引金額の主なものは、Russell Investments Implementation Services, LLCとの取引により発生した委託調査費の支払い（2,086,162千円）及びその他収益の受取り（787,814千円）であります。
なお、委託調査費及びその他収益については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記
(1) 親会社情報
Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）
Russell Investments Group, Ltd.（非上場）
TA Associates Management, L.P.（非上場）
Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）
(2) 重要な関連会社
該当事項はありません。

第21期（自2018年1月1日　至2018年12月31日）

1．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポレートサポート	なし	兼任 1人	業務委託契約の締結	グループ会社間取引の資金決済	2,609,521	未払金	475,157

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)ラッセルインベストメントグループ会社間取引の資金決済については、Russell Investments Group, LLCを通じて決済されております。

取引金額の主なものは、Russell Investments Implementation Services, LLCとの取引により発生した委託調査費の支払い（2,374,540千円）及びその他収益の受取り（525,873千円）であります。

なお、委託調査費及びその他収益については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）
Russell Investments Group, Ltd.（非上場）
TA Associates Management, L.P.（非上場）
Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第20期 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日		第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	
1株当たり純資産額	37,377.52円	1株当たり純資産額	35,850.66円
1株当たり当期純利益	38,770.88円	1株当たり当期純利益	17,883.52円
損益計算書上の当期純利益	1,321,699千円	損益計算書上の当期純利益	609,649千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に関する当期純利益	1,321,699千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に関する当期純利益	609,649千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	34,090株	普通株式	34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第20期 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
該当事項はありません。	同左

中間財務諸表
(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

		第22期中間会計期間末 （2019年6月30日現在）
資産の部		
流動資産		
預金		1,904,477
前払費用		69,926
未収委託者報酬		345,329
未収運用受託報酬		1,602,289
未収投資助言報酬		127,769
未収入金		2,959
その他流動資産		78,423
流動資産計		4,131,174
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備		92,511
器具備品		33,467
有形固定資産計	*2	125,979
投資その他の資産		
長期差入保証金		58,027
繰延税金資産		140,127
投資その他の資産計		198,154
固定資産計		324,133
資産合計		4,455,308

（単位：千円）

		第22期中間会計期間末 （2019年6月30日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金		34,069
未払金		
未払手数料		37,971
未払委託調査費		529,342
未払委託計算費		6,583
その他未払金		1,009,098
未払金計		1,582,996
未払費用		83,492
未払法人税等		10,278
前受金		73,331
賞与引当金		316,967
リース債務		27
その他流動負債	*1	114,566
流動負債計		2,215,730
固定負債		
資産除去債務		37,460
長期未払金		871,548
長期未払費用		1,275
固定負債計		910,283

負債合計	3,126,013
純資産の部	
株主資本	
資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	13,685
資本剰余金合計	13,685
利益剰余金	
利益準備金	108,814
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	716,795
利益剰余金合計	825,609
株主資本計	1,329,294
純資産合計	1,329,294
負債純資産合計	4,455,308

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

	第22期中間会計期間 （自　2019年1月 1日 至　2019年6月30日）
営業収益	
委託者報酬	604,663
運用受託報酬	3,332,569
投資助言報酬	307,626
その他収益	272,272
営業収益計	4,517,132
営業費用	
支払手数料	74,360
広告宣伝費	995
調査費	
委託調査費	2,726,557
図書費	1,013
調査費計	2,727,570
委託計算費	36,404
営業雑経費	
通信費	4,810
印刷費	4,445
協会費	5,885
営業雑経費計	15,142
営業費用計	2,854,472
一般管理費	
給料	
役員報酬	24,968
給料・手当	547,022
賞与	4,244
賞与引当金繰入額	316,967
給料計	893,204
福利厚生費	94,663
交際費	3,408

寄付金		159
旅費交通費		11,959
租税公課		7,317
不動産賃借料		22,985
退職給付費用		78,167
消耗器具備品費		189,890
事務委託費		5,118
修繕費		2,004
水道光熱費		2,311
会議費用		294
固定資産減価償却費	*1	13,904
諸経費		51,009
一般管理費計		1,376,398
営業利益		286,261
営業外収益		
受取利息		17
為替差益		8,012
その他営業外収益		3,768
営業外収益計		11,798
営業外費用		
支払利息		1
営業外費用計		1
経常利益		298,058
特別損失		
割増退職金		67,371
特別損失計		67,371
税引前中間純利益		230,686
法人税、住民税及び事業税		265
法人税等調整額		123,276
中間純利益		107,145

(3)中間株主資本等変動計算書

（単位:千円）

第22期中間会計期間 （自　2019年1月 1日 至　2019年6月30日）									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	609,649	718,463	1,222,149	1,222,149
当中間期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間純利益又は中間純損失（△）	-	-	-	-	-	107,145	107,145	107,145	107,145
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	107,145	107,145	107,145	107,145

当中間期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	716,795	825,609	1,329,294	1,329,294

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2．固定資産の減価償却の方法	有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4．引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
5．リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
6．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

第22期中間会計期間 （自　2019年1月 1日 至　2019年6月30日）
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

（中間貸借対照表関係）

第22期中間会計期間末 （2019年6月30日現在）	
*1　仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、その他流動負債に含めて表示しております。	
*2　有形固定資産の減価償却累計額	288,478 千円

（中間損益計算書関係）

第22期中間会計期間 （自　2019年1月 1日 至　2019年6月30日）		
*1　減価償却実施額	有形固定資産	13,904 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第22期中間会計期間 （自　2019年1月 1日 至　2019年6月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090

（リース取引関係）

第22期中間会計期間 （自　2019年1月 1日 至　2019年6月30日）
該当事項はありません。

（金融商品関係）

第22期中間会計期間末 （2019年6月30日現在）			
金融商品の時価等に関する事項 2019年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。 （単位：千円）			
	中間貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1)預金	1,904,477	1,904,477	-
(2)未収委託者報酬	345,329	345,329	-
(3)未収運用受託報酬	1,602,289	1,602,289	-
(4)未払金	(1,510,383)	(1,510,383)	-
(※）負債に計上されているものについては、(　)で示しております。 （注）金融商品の時価の算定方法 (1)預金、 (2)未収委託者報酬、 (3)未収運用受託報酬、並びに (4)未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。			

（有価証券関係）

第22期中間会計期間末 （2019年6月30日現在）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第22期中間会計期間末 （2019年6月30日現在）
該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

第22期中間会計期間 （自　2019年1月 1日 至　2019年6月30日）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第22期中間会計期間末 （2019年6月30日現在）
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	37,355 千円
時の経過による調整額	104 千円
当中間会計期間末残高	37,460 千円

（セグメント情報等）

第22期中間会計期間
（自　2019年1月 1日
至　2019年6月30日）

1．セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	604,663	3,332,569	307,626	272,272	4,517,132

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（※）	2,316,877	投資一任業・投資助言業

（※）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第22期中間会計期間
（自　2019年1月 1日
至　2019年6月30日）

1株当たり純資産額	38,993.69円
1株当たり中間純利益	3,143.02円
中間損益計算書上の中間純利益	107,145千円
1株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式に関する中間純利益	107,145千円

差額	―
期中平均株式数	
普通株式	34,090株

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

第22期中間会計期間 （自　2019年1月 1日 至　2019年6月30日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④、⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③、④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（1）定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

（2）訴訟その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

(a)名称	(b)資本金の額 （2019年３月末現在）	(c)事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 （2019年３月末現在）	(c)事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（３）外部委託先運用会社

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
インパックス・アセット・マネジメント・リミテッド	10,000英ポンド （2019年9月末現在）	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。
マッキンリー・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー	※リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー		

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

《再信託受託会社の概要》

名称　　：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額　：10,000百万円（2019年３月末現在）
事業内容　　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

（３）外部委託先運用会社

委託会社との契約により、当ファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの運用指図を行います。

３【資本関係】

Russell Investments Japan Holdco合同会社は、委託会社の全株を保有し、同社はラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの実質的な子会社です。
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーは、ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの子会社です。

第３【参考情報】

当計算期間中に、下記の書類を関東財務局長へ提出しております。

2019年６月11日　有価証券届出書提出
2019年６月11日　有価証券報告書提出

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年３月26日

ラッセル・インベストメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　男　澤　　顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2018年１月１日から2018年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年10月16日

ラッセル・インベストメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴　田　光　夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンドの2019年３月12日から2019年９月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンドの2019年９月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2019年９月26日

ラッセル・インベストメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴　田　光　夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの第22期事業年度の中間会計期間(2019年１月１日から2019年６月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2019年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2019年１月１日から2019年６月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。